



(株)パートナーズプロジェクト®

第486号 2025年12月1日発行

ワンポイント 通信

E-mail pro@3d-m.jp Web <https://www.3d-m.jp/>
TEL 0258-36-2685 FAX 0258-35-2820

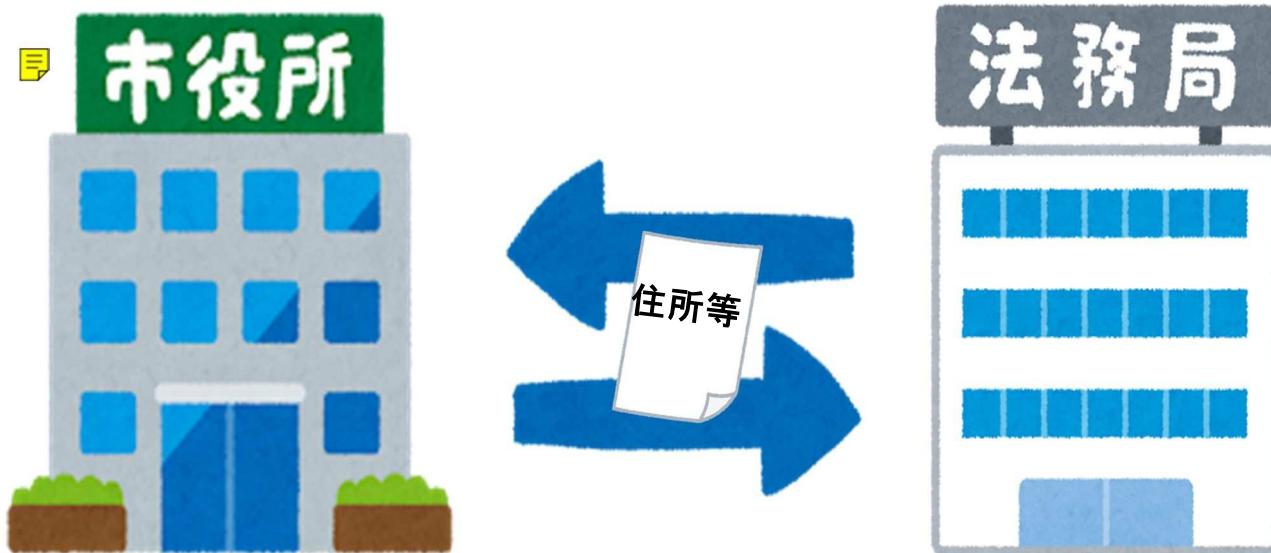
・・・文章中のこのマーク をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<法務>

所有権保存登記、所有権取得登記を申請する個人について

住所等の情報が 共有されています

住所変更登記はお早めに



内容のご質問等については、TEL 0258-36-2685 担当 司法書士大野豊事務所 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/> からお願いします。

開催セミナーのご案内

2026年新春講演会

2026年1月23日(金) 会場：ホテルニューオータニ長岡

今回も学校の時間割をイメージした構成になっております。中小企業診断士・税理士の高野裕による、時勢を独特的な観点で語る校長先生のお話に始まり、税理士・行政書士の藤井英雄の進行により、法務の時間、労務の時間、相続の時間、調査の時間の順に多くの専門家と一緒に討論します。

講演の最後には、株式会社ネオス様の進行によりデザインの時間を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

不動産登記について・・・

【令和7年4月21日より「検索情報管理ファイル」制度ができました。】

- ・空き家等対策特別措置法の制定により、法務局と各行政機関との間で、登記上の所有者が現在どこに居住しているかを紐づけるための制度です。
- ・相続登記の義務化と同様に、現在の所有者を特定するための制度です。

【「検索情報管理ファイル」制度の豆知識 】

1. この方式により登記を申請すると、完了段階で法務局より登記処理完了の通知が本人に対して発信されます。
2. 令和8年4月1日より所有者の住所氏名変更登記が義務化され、変更の日から2年以内に申請をしないと原則5万円以下の過料に処せられます。
3. この申請義務の履行を簡略化するため、法務局が住基ネットと連動してこれらの変更登記を職権で変更できるしくみです。
4. 氏名の振り仮名は、戸籍法の改正と連動しています。

【申請時のポイント 】

1. 登記申請時に、住所、氏名のほか、氏名に振り仮名を記載します。
2. 生年月日を申告します。令和8年4月1日より所有者の住所氏名変更登記が義務化され、変更の日から2年以内に申請をしないと原則5万円以下の過料に処せられます。
3. メールアドレスの申告をします。(任意です)